



28 土（技）第 779 号
平成 29 年 2 月 17 日

関係建設業団体の長 様

愛媛県土木部長



工事における適正な施工管理の実施（仮BMの確認）について

貴協会におかれましては、公共工事の品質確保のため、日頃より技術力向上や工事の適正な施工管理に努めていただいているところですが、先般、県発注工事において粗雑工事が発覚し、当該工事の受注者に修補工事の請求及び入札参加資格停止措置を行ったところです。

この粗雑工事は、平成 27 年度の県土木部発注の道路改良工事において、施工に先立ち設置した仮 BM に誤りがあり、構造物の基準高が出来形管理基準に定める規格値を超過していたものです。このような事態は、公共工事に対する県民の信頼を損なわせるものであり、誠に遺憾であります。

ついては、今後同様の事案の発生を防ぐため、以下のとおり対応することとしましたので、貴下会員に対し、工事における適正な施工管理の実施について指導していただくようお願いします。

記

1. 工事監督における対応

工事着手までに、受注者は仮 BM の測量成果を提示し、監督員は較差等が愛媛県公共測量作業規定に定める許容範囲にあることを確認する。

2. 工事検査における対応

当該工事で設置された仮 BM の確認を行う。

3. その他

現在着手済みの工事であっても、1. に準じて測量成果の確認を行うなど、仮 BM の確認を行う。